

1 体育施設利用料金

区分	時間単位	基本利用料金
一般	1面につき1時間	660円
小・中・高校生	1面につき1時間	410円

※1 高岡市テニスコートにおいて時間外に利用を許可する必要があるときの基本利用料金は、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める額とする。

2 附属設備利用料金

区分	時間単位	基本利用料金
夜間照明設備	1面につき1時間	660円
放送設備	1時間	1,100円
冷暖房設備	本部棟(会議室・放送室)	1台1時間 150円
	クラブハウス(ミーティングルーム)	1台1時間 60円

3 利用期間・時間

(1) 2月16日から12月15日まで

(2) 午前9時から午後9時まで

2月16日から同月28日(閏年は29日)まで及び12月1日から同月15日までは午前9時から午後5時まで

4 休業日

火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日)